

3級 ポイント解説

第1問 ア② イ② ウ① エ② オ②
カ① キ① ク② ケ① コ①

- ア：×……有用性が必要である。(公式テキスト P.255)
- イ：×……損害賠償額の予定は有効である。(公式テキスト P.84～P.85)
- ウ：○……本問に記載の通りである。(公式テキスト P.27)
- エ：×……消費者契約法改正により取消権の行使期間が1年に延長された。(公式テキスト P.272)
- オ：×……報酬の定めの有無にかかわらず、受任者は善管注意義務を負う。(公式テキスト P.106)
- カ：○……債権発生時にその物が存在した場所が引渡場所となる。(公式テキスト P.75)
- キ：○……株主平等原則が認められている。(公式テキスト P.320)
- ク：×……倒産処理の手段として、債権者と債務者の協議によって進められる任意整理がある。(公式テキスト P.220)
- ケ：○……いわゆる解雇権濫用法理として本肢のような効果が認められている。(公式テキスト P.357)
- コ：○……法適用通則法では当事者自治の原則が採用されている。(公式テキスト P.113)

第2問 2-1

解答 ア⑭ イ⑨ ウ① エ⑦ オ⑧
(公式テキスト P.45, P.50, P.59～P.62)

契約は、当事者間の意思表示の合致により成立する。より具体的にいうと、契約は、当事者の一方が相手方に対し契約の申込みの意思表示をし、これに対し、相手方がその申込みに対する承諾の意思表示をするというプロセスを経て成立する。

成立要件に着目して契約を分類すると、当事者間の合意のみで成立する契約を諾成契約といい、これに対し、契約が成立するためには当事者間の合意のほかに契約の対象である物の引渡しが必要である契約を要物契約という。

表意者により意思表示がなされたにもかかわらず、

表示された内容に対応する真意が表意者に存在しない場合や、その意思表示に瑕疵がある場合があり、これらの場合における意思表示の効力については民法に規定が設けられている。例えば、表意者がある商品について買うつもりがないのに相手方に対し買う旨の意思表示をした場合のように、表意者が真意ではないことを認識しながら真意とは異なる意思表示をすることを心裡留保という。心裡留保は、原則として有効であるが、相手方が表意者の真意を知り、または知ることができたときは無効である。また、他人にだまされて行った詐欺による意思表示はその意思表示をした者が取り消すことができるが、この取消しは善意の第三者に対抗することができない。

第2問 2-2

解答 ア⑩ イ③ ウ⑤ エ⑨ オ⑭
(公式テキスト P.236～P.242)

特許制度は、発明をした者に対して、特許権、すなわち業として特許発明の実施をする権利を専有させることによって、発明を奨励し産業の発達を促すことを目的としている。

特許制度のこのような目的を踏まえ、特許を受けることができる発明は、産業の発達を促すという観点に照らし、産業上利用可能性があるものでなければならず、加えて、発明を奨励するという観点に照らし、新規性および進歩性を有しているものでなければならない。新規性とは、発明が未だ社会に知られていないことをいい、進歩性とは、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が既知の発明に基づいて容易に発明をすることができないことをいう。

複数の者が別個独立に同じ内容の発明を完成させ、各々が異なる日に特許出願をした場合、日本の特許法は、最先の特許出願人のみがその発明について特許を受けることができるものとしている。

特許出願を経て特許権が成立すると、特許権者は業として特許発明の実施をする権利を専有する。また、特許権者は、第三者に対し、自己の特許発明を実施する権利を許諾することもできる。このうち、許諾契約等で定めた範囲内において、業としてその特許発明の実施をする権利を通常実施権

という。通常実施権の許諾を受けた者は、特許権者や他の通常実施権の許諾を受けた者と同様に、業として特許発明の実施をすることができる。

特許権の存続期間は、原則として特許出願の日から20年である。

第3問 3-ア 解答 ②

(公式テキストP.93～P.103)

- a : ○……借地借家法上は、建物の引渡しが対抗要件である。
- b : ×……本肢のような場合には賃貸人が修繕義務を負う。
- c : ×……正当の事由がなければ賃貸人からの更新拒絶は認められない。
- d : ○……賃借人は原状回復義務を負う。

第3問 3-イ 解答 ④

(公式テキストP.208～P.212)

- ① : ×……すでにZ社のために抵当権が設定されている場合でも、重ねて抵当権を設定することができる。
- ② : ×……抵当権設定契約は、当事者の意思表示のみによってその効力を生じる。
- ③ : ×……利息の請求権も抵当権で担保され得る。
- ④ : ○……抵当権は随伴性を有し、被担保債権の移転に伴って抵当権もZ社に移転する。

第3問 3-ウ 解答 ③

(公式テキストP.282～P.286)

- a : ×……会社等の法人の情報や死者に関する情報は、当然には個人情報に含まれない。
- b : ○……個人情報保護法改正により、個人情報データベース等を事業の用に供している者は、原則として、個人情報取扱事業者に該当するとされた。
- c : ×……特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成されていなければ個人情報データベース等に該当しない。
- d : ○……本肢に記載の通りである。

第3問 3-エ 解答 ②

(公式テキストP.325～P.331)

- ① : ○……取締役会設置会社の取締役が本肢のような取引をする場合、取締役会でその重要な事

実を開示し、承認を受けなければならない。

- ② : ×……代表取締役を複数選定することが可能である。
- ③ : ○……一定の株主には、責任追及等の訴え提起が認められている。
- ④ : ○……監査役には、本肢に記載の権限が認められている。

第3問 3-オ 解答 ④

(公式テキストP.135～P.144)

- ① : ○……不法行為における損害には非財産的損害が含まれる。
- ② : ○……いわゆる監督義務者の責任として、本肢のBにはCに対する損害賠償責任が生じる。
- ③ : ○……正当防衛が成立する場合、不法行為は成立しない。
- ④ : ×……傷害保険の保険金は、損益相殺の対象とはならない。

第4問 ア① イ② ウ① エ② オ① カ① キ② ク① ケ② コ②

- ア : ○……本問に記載の通りである。(公式テキストP.203)
- イ : ×……派遣先との間で労働契約を締結する必要はない。(公式テキストP.367～P.368)
- ウ : ○……所有権は不可侵のものとして尊重されるという所有権絶対の原則が認められている。(公式テキストP.27)
- エ : ×……本問の記述は、意匠権ではなく商標権の定義の一部である。(公式テキストP.243)
- オ : ○……NPO法人は、特定非営利活動促進法に従って設立することができる。(公式テキストP.302～P.303)
- カ : ○……本問の義務を安全配慮義務という。
- キ : ○……民法の規定には、強行法規だけでなく、任意法規もある。(公式テキストP.33)
- ク : ○……返還の時期を定めなかった場合、寄託者は、いつでも返還を請求することができる。(公式テキストP.91)
- ケ : ×……支払督促は確定判決と同一の効力を有し得る。(公式テキストP.217)
- コ : ×……ターリング・オフを行使するためには、事業者の営業所に赴く必要はない。(公式テキストP.279)

第5問 5-1

解答 ア⑧ イ⑮ ウ⑩ エ① オ⑫

(公式テキストP.178, P.187~P.190)

小切手は、振出人が支払人に対して、一定期日に一定金額を所持人に支払うよう委託した有価証券である。小切手は、手形と同様に、その記載事項が法律で定められており、このような性質を要式証券性という。ただ、手形とは異なり、小切手には支払期日（満期日）の表示をすることができず、支払方法として、振出後支払人に呈示して直ちに支払いを受けることができる一覽払いのみが認められている。そのため、経済的な役割としては、小切手は主に現金取引の代替手段として用いられる。

このような現金取引の代替手段として用いられる都合上、小切手は、受取人を指定しない持参人払式で振り出されることが多く、実際、統一小切手用紙にもあらかじめ持参人払式とする旨の文言が印刷されている。そのため、紛失や盗難により小切手を不正に取得した者に対して支払いがなされてしまう危険性があるが、これを抑止するための方法が線引小切手である。線引小切手には、小切手の表面に2本の平行線を引く方法またはその平行線の間に「銀行」もしくはそれと同じ意味の文字（「Bank」など）を記載する方法による一般線引と、その平行線の間に特定の銀行名を記載する方法による特定線引がある。一般線引の場合には、支払人は他の銀行または支払人の取引先に対してのみ支払うことができ、特定線引の場合には、支払人は線内に記載された銀行に対してのみ支払うことができる。

小切手の支払方法は一覽払いのみであるが、実際に小切手を振り出す日より後の日付を振出日として記載することで、取立てがその日以降となるように意図した先日付小切手が作成されることがある。先日付小切手も小切手として有効であるが、一覽払いの趣旨を貫徹するために、小切手法では、振出しの日付として記載された日より前に支払呈示がされた小切手はその呈示の日に支払うべきものと定められており、先日付小切手は取立日を振出日より後に遅らせる法的効力を持つものではない。

第5問 5-2

解答 ア⑧ イ⑫ ウ③ エ⑤ オ⑩

(公式テキストP.62~P.69)

代理人がその権限内において本人のためにすることを示してした意思表示は、民法上、本人に対して直接にその効力を生じる。代理権限の付与が本人の意思に基づいて行われるものを任意代理といい、代理権限の付与が本人の意思に基づかず法律上の規定に基づくものを法定代理という。任意代理の場合、民法上、代理権授与行為について特段の方式は定められておらず、意思表示のみにより代理権を授与することが可能である。ただし、実務上は代理権の授与の事実を証明するために、本人により委任状が作成され、代理人に交付されることが通常である。

代理権がないにもかかわらず、ある者が本人の代理人であると称して法律行為を行っても、原則として、そのような無権代理行為の効果は本人に帰属しない。しかし、本人が無権代理行為を追認した場合には、その効果は行為の時に遡って本人に帰属する。また、相手方の保護という観点から、例えば、本人が無権代理人に代理権を授与したかのような表示を行ったような場合には、追認をしなくとも無権代理行為の効果が本人に帰属する。これを表見代理という。

民法上、同一の法律行為について、当事者の一方が相手方の代理人となって法律行為を行うことを自己契約という。自己契約は、相手方の利益を害する危険性が高いため、原則として禁止されているが、相手方があらかじめ許諾した行為について行うことは許される。

第6問 6-ア 解答 ①

(公式テキストP.163~P.166)

- ①：×……代物弁済は契約であり、一方的意思表示によってすることはできない。
- ②：○……免除は債権者から債務者に対する一方的意思表示によってすることができる。
- ③：○……債務者は、一定の場合には、債権者のために弁済の目的物を供託して、その債務を免れることができる。
- ④：○……本肢のような場合、原則として混同により債権は消滅する。

第6問 6-イ 解答 ③

(公式テキストP.77~P.87)

- ①：○……買主は、隠れた瑕疵により生じた損害の賠償を売主に請求することができる。
- ②：○……売主の過失により売買目的物が故障し

た場合、売主は、買主に対し、債務不履行に基づく損害賠償責任を負う。

- ③：×……履行不能においては、相当の期間を定めて履行の催告をする必要はない。
- ④：○……商人間の売買においては、買主に、検査通知義務が課されており、その義務を怠ると、契約の解除や損害賠償の請求をすることができない。

第6問 6-U 解答 ④
(公式テキストP.260～P.266)

- a：×……公益法人や公共団体も、独占禁止法上の事業者にあたる。
- b：○……本肢のような行為は、不当廉売として、不正な取引方法にあたる。
- c：×……本肢のような出荷制限協定は、不当な取引制限に該当し得る。
- d：○……不当な取引制限に該当する行為に対しては、公正取引委員会から、排除措置命令や課徴金納付命令を受けることがある。

第6問 6-E 解答 ③
(公式テキストP.342～P.357)

- a：×……労働基準法は、労働組合の組合員ではない労働者にも適用がある。
- b：○……賃金については、本肢に記載のような定期日払いの原則が適用される。
- c：○……就業規則について、過半数労働者で組織する労働組合がある場合はその労働組合の意見を聴かなければならない。
- d：×……年次有給休暇は、原則として、労働者が請求する時季に与えなければならない。

第6問 6-O 解答 ④
(公式テキストP.54～P.58)

- a：×……未成年者は婚姻によって成年に達したものとみなされる。
- b：×……成年被後見人は、日用品の購入その他日常生活に関する行為を取り消すことはできない。
- c：○……被保佐人は、保佐人の同意を得ないで一定の重要な法律行為を行った場合、その法律行為を取り消すことができる。
- d：○……本肢に記載の通りである。

第7問 7-1

解答 ア④ イ⑫ ウ② エ⑨ オ⑪
(公式テキストP.311～P.315)

企業活動は、不特定多数の者を相手として行われ、また、特にそれが法人によって行われる場合には、個人と違い物理的な実体がないことも相まって、外部からはその企業の実態を把握するのが難しく、取引相手が不測の損害を被る可能性がある。そこで、商人や企業に関する重要な事項を公示させる制度として商業登記制度が設けられている。

商業登記による法的効果の1つとして、会社法上、株式会社は、その本店の所在地において設立の登記をすることによってはじめて成立することが挙げられる。他にも、登記事項については、原則として、登記がない限り善意の第三者に主張できない。例えば、株式会社の取締役が解任された後、解任の登記をする前に当該取締役であった者が当該会社の取締役として善意の第三者との間で行った契約などの法律行為について、当該会社は当該善意の第三者に対して、当該取締役であった者がその法律行為の時点で取締役ではなかったことを主張できない。

商業登記における登記事項の中で特に重要なものとして、商号がある。法人の場合、商号はその法人自体を示す名称そのものであるから、営業の全体について1個の商号のみ用いることが許され、個人の場合も、1つの営業につき用いることのできる商号は1個に限られるものと解されている。これを商号単一の原則という。また、商号は、これを基礎に信用が形成され、取引相手はその商号によって相手方を識別して取引をするものであることから、商号の譲渡は、登記をしなければ、第三者に対抗することができない。したがって、個人の用いる商号については登記が義務付けられてはいないものの、譲渡をする際には登記が必要とされる。

第7問 7-2

解答 ア⑬ イ⑩ ウ⑭ エ③ オ⑤
(公式テキストP.70～P.72)

当事者間で契約が締結されると、その効力は契約成立と同時に生じるのが原則である。しかし、契約締結に際して条件や期限を付けることがある。

まず、条件とは、契約の効力の発生を将来の事実にかからせる特約のうち、その事実が将来発生

するか否かが不確実なものをいう。例えば、「Aは、現在購入の応募をしているマンションの抽選に当選したら、現在居住している甲建物をBに譲渡する」という売買契約を締結した場合、その売買契約の効力は、Aがマンションの抽選に当選しない限り発生せず、しかもAが当選するかどうかは不確実である。条件のうちでも、このように条件の成就によって契約などの効力が生じるものを停止条件という。これに対し、「AはBに甲建物を譲渡するが、Bの転勤が決まったら売買契約は失効する」というように、いったん契約などの効力が生じるが、条件の成就によって効力が失われるものを解除条件という。

次に、期限とは、例えば、金銭消費貸借契約において、返済日を貸付けの日から1年後とするように、契約の効力の発生を、将来発生することが確実な事実にかからせる特約である。期限には、「1年後」というように将来到来する期日が確定している確定期限のほか、「次に〇〇市で雨が降った日」というように、いつ到来するかが不確定な不確定期限とがある。

上記の金銭消費貸借契約の例においては、借主は1年後までは借入金を返済しなくてよいことになるが、債務者の有するこのような利益を期限の利益という。この場合、貸主は1年後までは返済を請求できないが、借主は、期限の利益を放棄して、1年を待たずに自ら返済することができる。

第8問 ア② イ① ウ② エ① オ②
カ② キ① ク① ケ② コ①

ア：×……共同不法行為を行った者は、連帯してその損害を賠償する責任を負う。(公式テキストP.147～P.148)

イ：○……男女雇用機会均等法上、性別を理由とする差別的取扱い禁止されている。(公式テキストP.361～P.362)

ウ：×……特定の目的のために運用される財産の集合である財団にも法人格が認められる。(公式テキストP.296)

エ：○……確定判決に基づく差押えは、時効の中断事由に該当する。(公式テキストP.167～P.169)

オ：×……商人間の金銭消費貸借契約では、借主は、利息の約定がなくても利息の支払義務を負う。(公式テキストP.91)

カ：×……Bは、所有権移転登記をしなければ、建物の所有権をCに対抗できない。(公式テ

キストP.225)

キ：○……本問に記載の通りである。(公式テキストP.358)

ク：○……割賦販売業者は、契約締結時に購入者に交付すべき書面に代えて、当該購入者の承諾を得て、電磁的方法により提供することもできる。(公式テキストP.275)

ケ：×……本問に記載のような規定は、一般に取締規定と呼ばれる。(公式テキストP.33)

コ：○……いわゆる不法原因給付として、その給付したものの返還を請求することができない。(公式テキストP.153～P.154)

第9問 9-1

解答 ア⑨ イ⑬ ウ⑤ エ⑦ オ⑧
(公式テキストP.290～P.293)

ビジネスに関連して、企業が犯罪の被害者となることもあれば、取締役等の役員が犯罪を犯したり、企業が犯罪を理由に刑罰を科されることもあり得る。また、企業やその役員等には、会社法によって特に禁止される種類の犯罪もあるので注意しなければならない。

会社法上の犯罪としては、例えば、粉飾決算により架空の利益を計上して株主に剰余金を配当することは、違法配当罪に当たり、5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金またはこれらの併科となる。また、例えば、金融機関の融資担当役員が不良貸付を行った場合のように、取締役が、自己または第三者の利益を図りまたは株式会社に損害を加える目的で、自己の任務に背く行為をし、これにより会社に損害を与えた場合には、特別背任罪として10年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金またはこれらの併科となる。なお、取締役が会社法上の犯罪を行ったことは、取締役の欠格事由となる。

刑法上の犯罪としては、例えば、企業の従業員や役員が業務上保管している企業の商品の横流しや集金した金銭の使い込み等をした場合には業務上横領罪が成立し、また、企業の秘密を他社に漏らした場合などには背任罪が成立する可能性がある。

さらに、企業の従業員や役員が、官公庁との契約の締結や許認可の取得などについて有利な取扱いを受けるために、公務員に対して社交儀礼の範囲を超えて金品を交付した場合には、当該従業員や役員に贈賄罪が成立することとなる。

第9問 9-2

解答 ア⑨ イ⑪ ウ④ エ① オ⑥

(公式テキストP.370～P.374)

民法上、婚姻は、当事者双方の婚姻意思の合致だけでは効力を生じず、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その効力を生じる。

婚姻により生じる効果のうち、夫婦の財産に関する点に注目すると、まず、夫婦間の財産関係については、婚姻の届出前に夫婦間の契約によって定めることができる。他方、そのような契約がないときには、民法の定める内容に従うものとされており、これを法定財産制という。法定財産制によれば、夫婦は、その資産、収入その他一切の事情を考慮して、婚姻生活を維持するために必要な生計費などの婚姻費用を分担するものとされている。また、夫婦の一方が婚姻前から有する財産および婚姻中自己の名で得た財産は、民法上、その者が単独で有する財産として、特有財産とされ、夫婦のいずれに属するか明らかでない財産は、その共有に属するものと推定される。

夫婦が離婚した場合には、原則として、婚姻によって氏を改めた夫または妻は婚姻前の氏に復する。また、離婚により、夫婦財産関係は、将来に向かって消滅し、場合によっては夫婦財産関係を清算するために財産分与がなされる。財産分与は、慰謝料請求とともに、あるいは慰謝料請求も含めて請求することができる。

第10問 10-ア 解答 ①

(公式テキストP.226)

- a : ○……Cは、掛け軸がAの物であると信じたことについて過失があるため、即時取得は成立しない。
- b : ○……不動産には即時取得は成立しない。
- c : ×……相続によって動産の占有を取得した場合には即時取得は成立しない。
- d : ×……自己の所有物と勘違いして動産の占有を取得した場合には取得時効は成立しない。

第10問 10-イ 解答 ②

(公式テキストP.103～P.105)

- ① : ×……請負契約が法律上有効に成立するために書面は不要である。
- ② : ○……請負人は、特約がない限り、仕事の目的物の引渡しと同時になければ、報酬を請求

することができない。

- ③ : ×……瑕疵担保責任の成立に請負人の帰責事由は要求されていない。
- ④ : ×……仕事完成前は、注文者は、いつでも損害を賠償して契約の解除をすることができる。

第10問 10-ウ 解答 ①

(公式テキストP.206～P.208)

- a : ○……質権設定契約は要物契約である。
- b : ×……質権者は、質権の目的である債権を直接に取り立てることができる。
- c : ×……不動産は質権の目的物となり得る。
- d : ×……民法上、流質は禁止されている。

第10問 10-エ 解答 ③

(公式テキストP.376～P.378, P.383～P.386)

- ① : ×……本肢の場合、法定相続人になるのは、配偶者と子である。
- ② : ×……まず、子と配偶者の法定相続分はそれぞれ2分の1であり、子が数人あるときは各自の相続分は相等しいため、本肢における法定相続分は、Bが2分の1、CおよびDがそれぞれ4分の1である。
- ③ : ○……限定承認は、共同相続人の全員が共同してのみ行うことができる。
- ④ : ×……相続の放棄は、各相続人が単独で行うことができる。

第10問 10-オ 解答 ②

(公式テキストP.324～P.325)

- ① : ×……取締役会設置会社の株主総会では、会社法に規定する事項および定款で定めた事項に限り決議をすることができる。
- ② : ○……本肢に記載の通りである。
- ③ : ×……株主総会における議決権は、基本的に持ち株数に応じて付与される。
- ④ : ×……株主総会はすべての株式会社において必置の機関である。